

令和8年5月7日
北九州市財政・変革局

報道機関各位

市税の納付を促す不審メールにご注意ください！

近年、公的機関を装ったフィッシング詐欺が多発しています。

本市においても、市県民税などの市税納付をキャッシュレス決済で促す不審なメールやSMSが確認されています。

本市が、メールやSMS等で直接的に市税の納付を促すことはありません。市民の皆様には、当該メールのリンクを開かず、速やかに削除するよう強く注意喚起いたします。

今回の注意喚起の主旨をご理解いただき、市民への周知・広報へのご協力をお願いいたします。

【概要】

5月7日(月)、市税事務所市民税課に、「住民税の納付案内メールが来た」、「市民税・国民健康保険料に未納がある」、「ペイペイで納付するように」というメールが来たと、市民からの情報提供が6件あり、被害を受けたという連絡はない(本日 AM 分)。

【市民への注意喚起】

○ 速やかに削除

身に覚えのない不審なメールやSMS(ショートメッセージ)が届いた場合には、速やかに削除してください。

○ 開かない・クリックしない

当該メール内に、支払いアプリへ繋がるボタンや、URL等のリンクがあった場合には、絶対にクリックしないでください。

○ 個人情報や支払い情報を入力しない

万をクリックした場合でも、リンク先では個人情報等を入力せず、支払手続等も行わないようご注意ください。

【相談窓口】

○ 税に関する問合せ

財政・変革局 収税企画課 093-582-2031(8:30~17:15)

○ 心当たりのないメールの相談

北九州市立消費生活センター 093-861-0999(9:00~16:45)

【問合せ先】

財政・変革局 収税企画課

担当:川口(課長)、濱本(係長)

電話:093-582-2030